

第5回流山市市民参加推進委員会 議事録（概要）

- 1 日 時 令和2年11月13日（金）午後2時～午後4時
- 2 場 所 ケアセンター4階 第2研修室
- 3 出席委員 吉永委員、和田委員、秋山委員、森委員、
坂井委員、高山委員
- 4 欠席委員 無
- 5 傍聴人 3名
- 6 事務局 中橋補佐、安達係長、香月主事、田久保事務員
- 7 議題
（1）市民参加制度の運用について
（2）その他
- 8 議事内容

委員長

ただいまから、流山市市民参加推進委員会を開催する。

本日の出席はただいまのところ全員出席である。よって定足数に達している
ので、会議は成立していることを報告する。

まず、本日の議事の進行について、事務局から説明する。

事務局

本日3名の方から本委員会に傍聴したい旨の申し出があった。

本委員会は、「流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針」
第9条に基づき、会議は公開となっていますことから、傍聴を許可しましたので
ご報告する。

なお、傍聴者に対しては、「会議開催中は、発言を控え、静穏に傍聴すること
とし、拍手その他の方法により、賛否を表明しないこと。」等傍聴時の遵守事項
を事務局から説明させていただき、傍聴者に了承いただいたことを付け加えさ
せていただく。

本日は、皆さんから修正いただいた答申（案）の確認した後、建議の作成について、皆様から1人ずつ意見をいただいてから建議の方向性について議論していただければと思います。

委員長

それでは、「(1) 市民参加制度の運用」について。

答申（案）の確認をお願いします。すでにメールで送信されている内容であるが、もう一度確認いただきご意見ををお願いします。

特にご意見がなければこの内容で決定としたい。

A 委員

5ページの市民参加の運用の改善について、ここでの実質的な市民参加の方向から乖離している事例とは具体的に何か。

形骸化の背景としては、市民側の市民参加の認識が低い、実際に実施してみると有効な意見が乏しい、また、パブリックコメントにおいて政策形成後に実施され、市民の意見を取り入れられない状況で実施されていたなどがあった。このような背景から形骸化とあったが、これと乖離している事例はマッチしているのか。

事務局

坂井委員のおっしゃる通り複合的要因で乖離している事例があった。

A 委員

我々の評価がしてきた事業において、過去にこのように受け止められても仕方ない案件が複数あったが、それを指すのか。

事務局

過去の事例でいうと料金改定の事業がとても印象的ではあった。料金の変更など、その内容が覆らない中での市民参加などがあてはまる。

委員長

私が印象に残っているのは担当課でのヒアリングにおいて「どうしてこの2つの手法を選択したのですか」と尋ねたところ、「条例に2つ以上を選択しないといけないと明記されていたから」と回答であった。これがまさに答申でいう「形式的な運用」が該当すると思われる。

それ以外にも上位法に位置付けられた内容に市民参加を当てはめて実施して

いる事業などもあった。情報公開の点では有効であったとは思いますが、工夫は必要である。これについては建議に提言していきたい。

B 委員

事例というのはいま挙げたものや、例えば市民に意見を募集してもなかなか市民が理解しにくい、専門的計画などもあてはまると思うが、諮問趣旨でもあった「実質的な」に対するものは「形骸化」になるのではないかと考えて記載した。

前回の委員会にて A 委員より形骸化しているとは思えないという意見をいただいた。形骸化しているのではなく運用上のルールが機能不全になっていて、それを見直すことにより改善することができるという趣旨であったと思う。

これから建議の方向性について議論をしていく中で、形骸化しているのか、していないのかということ議論する必要があると思う。

この答申が委員会後にすぐにでも提出しないのであれば、建議の方向性がまとり次第、もう一度見直すことにしても良いと思うがどうか。

委員長

事務局としてスケジュールに問題はないか。

事務局

答申と建議は一緒の時期に提出する予定である為、問題ない。

委員長

それでは先に建議の方向性について決定する。

お手元の資料の各委員からの意見をもとに順番に説明してもらい、その後議論したいと思う。初めに副委員長お願いします。

副委員長

市政・行政の取組みに市民が目を見て参加していく重要性を訴えながら市民参加意識を醸成していく必要があると思う。

全国的に都市が老朽化している。メンテナンスをしながら健全に発展していくのが難しい時代になってきている中で市がちゃんと機能していかなければならない。また、財政目線の市民参加の重要性を最終的には学校で取り扱ってもらい、将来を担う子どもたちの関心も高められたと思う。

そして、市民参加を実施していることをホームページや広報、イベントでこれまで以上に周知する必要がある。

また、市民参加（特にパブリックコメントの）職員の作業負担が大きいとこれまでのアンケートや意見交換から判明したことから、作業の簡略化や効率化の検討・調査の必要性を感じた。

最後に、建議には現在までの活動を振り返り市民参加の手法と選択の見直しに対する提言すべきであり、とくに市民が参加したくなる方法を考えることが大切である。

委員長

ありがとうございました。次にB委員お願いします。

B委員

まず建議をする動機を明らかにすべきであると考え。先程の議論でも話したが、動機として主に3つに整理したものを挙げる。

1つ目は市民参加の手法が画一的で形骸化しているという前提に立って、建議をするということ。

2つ目は職員アンケートの結果から、市民参加手続きの作業負担が大きいにも関わらず、あまり効果が見込めていないという認識が少なからずあるということ。

3つ目は市民側の視点にたって考えると、自分たちが市政に参加しているとう実感が全体的に乏しいということ。

このような現状を踏まえた上で、改善するということを建議の中でいうべきと思う。

次に目的だが、市民参加促進業務が効率的・効果的に実施され、市民の自治行政への関心と参加意欲を上げることによる実質的な市民参加を実現すべきである。

またこれは提案であるが、市で過去の市民参加の実例を統計的に分析・定量的に解析、例えばパブリックコメントの意見件数と事業に反映した意見件数の相関や、アンケートや意見交換会の応募者、参加者の属性などからの分析、事業案件の内容と市民参加結果の比較などからの分析を建議に盛り込んではどうかと考える。

市民参加条例について言及するかどうかについては、条例改正はハードルもかなり高いことから、条例改正の件は注視しつつ、運用ルールの改善などによって柔軟な対応ができるような方法を実証することを盛り込んで良いかと思う。

次に市民参加プロジェクトチームとして、実験的にある1つの事業を取り上げて、職員の方と一緒に市民参加の実施まで活動をしてみることも提案したい。

最後に市民参加推進委員会の在り方そのものについて、事後評価から事前の

市民参加の効果的な方法についての提案などにシフトするなどの試みをしてもらいたいと思った。

委員長

ありがとうございました。次に A 委員をお願いします。

A 委員

大きな問題意識として、市民側に対し市政に対する関心が高くない、おそらく市民参加制度自体の認識している人もごく一部であると思う。そうなるとう必然的にパブリックコメントや意見交換会もこれ以上の人数はなかなか集まらないと思う。原因として市側の市民参加に対する市民の認知・関心を高めるための取り組みが不足していると思う。

また、形骸化については、職員との意見交換も踏まえ、私は市民参加制度の「形骸化」感の増大であると思う。

具体的な提案では、市民参加制度の事業ごとの一律適用から特性に応じた運用が望ましいと思う。ここに関しては、政策立案段階で市民の意識を聞かないと決められないという案件や、施設を設計する上で一部の利用者の意見を取り込まないとコンセプトが決まらないという場合もある中で、手数料の一部改訂など一般の市民にはなかなか判断が難しいものに意見を求めるものを一律に適用するのは厳しいと考え、事業ごとの場合分けをしたかどうかを考える。

次に広報などによる情報提供の充実について、これまで「形骸化」について議論されてきていたが、その一方で学校建設の際や子育て世帯向けの事業策定において模範となるような市民参加の取り組みなどもある。このような事例などを広報の特集などで掲載し、市民への制度自体の認知・関心（+参加意向）を高めることが「形骸化」防止に不可欠だと考える。

評価制度の見直しについて、このチェックリストは自分自身の反省でもあるが、今も評価する際のマニュアルにはかなり詳細に記載されているが、いまの委員会の評価制度にはバラつきがある。このことから細かい評価をするのではなく、チェックリストのようなものを作成し具体的に市民参加を実施する上でどこが課題だったか明確にわかるようなものに変えていければと思う。

ホームページのアクセス件数のチェックについて、市民参加の制度のホームページなどがどの程度閲覧されているか確認することは市民参加制度の認知度向上につながると思うので検討していただきたい。また、3年ごとぐらいで独自の市民参加の浸透状況に関する市民調査なども実施していただきたい。

委員長

ありがとうございました。次にC委員お願いいたします。

C委員

一番に思うことは市民参加推進委員会もさることながら、市民参加をどれだけ市民が知っているかが基本になる。いままで様々な市民参加の手法を実施してきたが、やはり参加率が少ない理由としては、認知度が課題だと思う。例として京都市では「市民参加の公募サロン」として一同に集まって1つのテーマで話し合う機会がある。このようなサロンを通して、市民に市民参加を通じて市に意見をいう事ができるという事を周知していく必要がある。また、パブリックコメントなどによって変わったことについて、ちゃんと市民にフィードバックしないと、市民の意欲が下がってしまうと思うし、会議などにも出なくなってしまう。このことからまずは認知が必要だと思う。

また市民参加に関するホームページの階層が深いのもっとわかりやすくすべきとも考える。

委員長

ありがとうございました。次にD委員お願いします。

D委員

4点ほどあります。

1つ目は市民参加の定義について、流山市の市民参加はどうあるべきか明確に定義しなければ課題が見えてこないと思う。現状を見ることも大事だが、課題が無ければ何をすべきかが見えてこないと思う。

2つ目として市民参加は市民の為にあるものだと思うので、市民から能動的に市民参加を促すような活動を今よりも推進していく必要があるのではないかと考える。具体的にはこの委員会の中でプロジェクトチームのようなものを結成し、市民を巻き込んでいくことやパンフレットにある市民参加手続きを実際に1つ1つ実践してみる活動も必要ではないかと思う。

3つ目は流山市内には市民参加と呼べるような活動をされていることが多いのでその活動が共有されればと思う。共有する上での方法として2つ目のプロジェクトチームが機能しても良いかと思いました。

4つ目は、すでに提案されているが見える化として目的を明確にしつつ市民参加の現状をデータで分析するのは良いと思う。

委員長

ありがとうございました。

皆様の意見をまとめて暫定的な建議の方向性を提案いたします。その前に皆様の意見を聞いていると、大きく2つに分けられていて、1つは市民参加の実質化の為にはどうすることが必要かということ。もう1つは実質化のために、この委員会が何をすべきかということ。この点について分けて考える必要があり、この市民参加推進委員会の次年度以降の在り方についての話と、一般的な市民参加の実質化についての話で区分したい。

まず一般的な市民参加の実質化で言われて共通していたことは1点目として情報の提供と広報のしくみに改善の余地がある。2点目として条例の柔軟な運用ができるような工夫を検討すること。3点目としてなんらかの市民参加を推進する機関を設けるべきという点があった。

次に次年度以降の市民参加推進委員会の在り方について、これまでの評価の仕方を変えるべきかという点、また、評価以外の取組みをすべきかという点があったと思う。以上が皆様の意見の総括である。

D 委員

市民参加の実質化について、流山市の市民参加がどうあるべきか議論をすべきではないかと提案したが、先程の3点の中に含まれているのか。

委員長

その件については両方に跨っており、目標を設定しないと評価ができないという委員会の在り方についてという点と、それ以外に市や市民の中で目標をもっていないと条例改正しても変わらないという点もあり、だれがだれの為に目標を定義するのかというのを区別する必要がある、それを建議に組み込むのは難しいと思われる。つまり「市民参加条例のあるべき市民参加の姿」という点で建議をするうえでだれがだれに対してということを取り入れるには位置づけが難しい。

建議をする方向性で「何を建議するのか」を決めなくてはならない為、1つは市民参加の実質化、1つは来年度以降の市民参加推進委員会の在り方についてという方向性で整理した。

B 委員

今後のスケジュールについてだが、今日の議論のあと12月にも実施する方向で良いか。そこで答申及び建議の完成ということによろしいか。

事務局

先日お渡しした、建議のたたき台も参考に、今日の議論を踏まえて次回までに案を作成する。

委員長

補足だが、D委員の目標の定義については、今年中に決定して「この委員会での市民参加の定義とは」と打ち出すという認識で良いか。

D委員

そこまでの認識はなく、市民参加について考えるうえで市民参加の定義がないと有益なものにならないと考え提案した。

事務局

定義ではないが、基本原則は市民参加条例の第3条に記載されている。

D委員

条文は認識しているが、条文は理念になっている。その為、解釈がバラバラになってしまっているので、向かうべき方向性を一致させたいと考えている。

委員長

そうなる、市に対する提案でなく、我々の考え方になると思うのでやはり建議ではなくこの委員会の中で議論した方が良い。

市民参加がなぜ必要かという視点については副委員長やD委員の意見のとおりであると思う。

D委員

市民参加が必要な理由についても広義的な考え方であると思う。

副委員長

しかしながら実際に、市民が見過ごしていたこともあり、老朽化も踏まえ自治体が財政破綻したり都市機能が維持できなくなったりする自治体も現にでてきている。このような背景を踏まえもっと実際に市と市民と一緒に街の将来を考えなくてはならないという認識を植え付けていかないと、今後の街の発展を望めないと思う。このことから市民参加の必要性を強く感じる。

A 委員

それは議会の役目であると思う。

副委員長

もちろん議会の役割でもあるが、議会に任せっきりになるのではなく市民の生活が1つ1つかかっているのだから、市民ができることは市民で考えられるように意識しないといけないと思う。

C 委員

私のまわりの地域の人をよく考えや意見を出しているが、やはりどこに想いをぶつけていいのか分からずくすぶっている。それをうまく取り入れていく仕組みやそれを受け止める機関が必要である。

D 委員

副委員長の意見には大賛成であるがやはり総論に留まってしまっている。例えばごみ問題1つ取り上げても、問題は何なのか具体論に落とし込んだ際に明確な答えが出にくい。そういったことが私のまわりの地域の人で当事者意識が生まれにくい理由でもあるし、市民参加がされなかった場合のデメリットが何なのか明確にならない理由である。

市民参加をしていくうえで、実施した場合の未来と実施しなかった未来を示さないと当事者意識は生まれない。

委員長

問題意識はとてもわかる。しかしながら文章として今後落とし込んでいく必要があることから、ここでは定義案や目的案を議論しあった方が良い。

B 委員

そこにすこし違和感があって、どの自治体でもその問題についての認識はあり、何かしら抽象的に書かれていると思う。ここでの問題は議論があるように形式化や形骸化など、なかなか市民参加が高まっていかないということが問題であるので、ではどうするかという点で具体的な案も踏まえつつこの委員会で建議するので、市が具体的な実行計画を考えてはどうかまでに留めるべきである。これが吉永委員長の整理した「一般的な市民参加の実質化」の建議・提案であり、委員会の見直しについてはまた別の考えである。この委員会での議論の時間も限られているので大きな括りとして、「何のために建議するのか」「何が問題なのか」を挙げて、その為の方向性として「一般的な市民参加の実質化」「市民参加

推進委員会の在り方」であると述べ、提案ではあるが今までの各委員が述べた意見を列記し、それを参考にしつつ改善案を提案してはどうかという流れはどうか。

A 委員

事務局の原案に近い方法ということか。

B 委員

事務局の原案は各位委員の意見が抜粋されていたので、個々の委員の意見をとて参考になることが書いてあったので、この意見を参考にしつつ、行政上のルールも加味して改善案をつくる方向性はどうか。

C 委員

良いと思う。前回の原案の目次に沿って肉付けしていけると思う。

委員長

建議の方法としては今の流れで良いと思う。しかし、D 委員の考えも市民参加の総論として大事なことではあるので、建議の前段に取り入れることは可能である。

B 委員

今までの市民参加の在り方とはほぼ流山市に限らずどの自治体でも同意見を市民から集約するか、同意見を政策に反映させるかが焦点になっている。今回、各委員からの意見があったようにプロジェクトチームのようなものを結成し、ある程度の予算とある程度の裁量と責任感をもたせて、実際に職員と一緒に参加して市民参加を実施させてみてはどうかという提案は、今までの市民参加の大部分であった単なる意見の集約とは一味違うものになると思う。しかしながらこれはあくまで提案であって実行するかどうかは市の判断になるので、建議に取り入れてみてはどうかと提案はしたい。

委員長

建議をするのであれば踏み込んだ提案をしても良いとは思う。

C 委員

今回コロナ禍により他市に視察等に行くことはできなかったが、今後も踏み込んでいけたらいいと思う。

B 委員

たしかに実際に他市にヒアリングできていればもっと議論を濃いものにできたかもしれない。

D 委員

いくつかの市に電話でヒアリングを試みたが、やはりどの市も流山市と同じような悩みを抱えていた。

副委員長

市民参加という言葉1つで色々な人が様々な視点で考えていることがわかったが、ここでは市民参加条例の目的「この条例は、流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号）第16条の規定に基づき、市民等の市政への参加（以下「市民参加」という。）の手續その他必要な事項を定め、市民自治を推進することを目的とします。」に書かれていることが主点であり、市民の自主的な参加に対して市が制度保証していると思われるが、それを市民側が認識し関わっていくべきところ、そこまで関わっていないのではないかというのが現状である。それをどうするかを考え、参加しやすい場づくりをしていけるようになっていければと思う。

このような議論もこの委員会できれればと思います。

C 委員

やはり今まで通りの評価から変えていく必要はあると思う。

事務局

市民参加条例施行当初は、従来どおりの評価が最適だったかもしれないが、今は定量的評価が難しくなっている。今後は、評価だけではなく手法の中身についても検討できる場になればと思う。

副委員長

最初は実施された市民参加は少なかったが、徐々にではあるが色々な手法が選択されてきている。それらを各課が選択できるように情報共有していく必要がある。

A 委員

いまの評価が委員ごとでかなりバラつきがある。やはりその理由として委員ごとの評価基準の考え方がバラバラであったのではないかと考える。また、繰り返し

返しではあるが、事業ごとに各委員が意見していると思うが、どこが物足りなかったのかを明確にするにはチェックリストはあったほうが良いのではないかと考える。必ずしもチェックリストにチェックが沢山ついているから評価が良いとは考えておらず、あくまで基準を満たしているかどうかの判断基準にすればいいのではないかと思う。

B 委員

建議の意味としてはやはり抽象的なことではなく具体的なことを記載すべきである。要するに自治基本条例にも市民参加はどうあるべきかを書いてあり、市民が行政に参加する為には「手続き」が必要であり、それを謳っているのが市民参加条例である。その中にこの委員会も位置づけられている。その視点で建議を組み上げるべきである。

委員長

「市民参加の実質化」と「来年度以降の市民参加推進委員会の在り方」をまとめて建議しても問題ないのか。

事務局

建議を受けて方向性を市側で決定したうえで回答するので、まとめて建議しても問題ない。ただ、今の議論であった市民参加推進委員会の評価の仕方については、この場の議論だけでも変更することはできる。

吉永委員長

承知した。それでは市民参加の実質化について他に意見はあるか。C委員からあった市民からの意見を吸い上げる仕組みを確保して、それを市民に知らせるということはとても重要だと思うので、建議の前段に組み入れてはどうかと思う。つまり、常に市民参加のことを考えなくても、いざという時にその仕組みがあるということを知っていると知らないとはだいぶ違うので、それを一種の市民参加の目的として考えてみてどうか。

A 委員

今の市民参加はあくまで対象事業があって、そのことについて意見を聴くという仕組みになっていて、その事業がこの委員会での評価対象となっている。タウンミーティングや市政へのメールなどの普段から意見を言える機会も含めるという認識で良いか。

委員長

そこは論点にしていきたい。

C 委員

散々ニュース等でパブリックコメントについて報道されていたので、言葉の認識は市民にはあると思うが、それが流山市でいつどの事業が実施されているのか把握している市民は少ないと思う。

B 委員

ただ行政全般に対して何でもいえる市民参加と市民参加条例の対象となる事業における市民参加は次元が違うと思う。条例では広い意味での市民参加が前提とはなっていない。

委員長

条例と委員会の位置づけを考えるとそうである。

B 委員

建議に対してもそこをそう踏まえるのか考える必要がある。

条例に沿った事業における市民参加ではなくて、市政全般に対してどんどん市民が参加していくのかということをも目的にするのかどうか。

事務局

この委員会での市民参加はあくまで条例に基づく市民参加である。この委員会で検討してもらいたいのはその条例に沿った手続きの運用のルールや情報発信の仕方などである。今の市民参加全体のスケジュールはホームページ上に半年ごとに更新して掲載しているが、市民が主体的に閲覧しないとわからなくなっている。そのような点を指摘するのも1つの提案ではある。

委員長

本筋は市民参加条例に基づく範囲でのことについて言及し、前段に抽象的な市民参加について述べる。

副委員長

今の議論は市民参加条例第24条に記載のある「市民参加条例の運用に関する建議」ということでよろしいか。仮に条例を改正するのであれば同条2項の「市民参加条例の見直しに関する審議、検討及び調査」まではすることができる

ということか。

委員長

これまでの内容は第24条1項に基づく建議である。

B委員

建議として、市民参加条例の運用の見直しを検討しなさいという旨の内容が良いと思う。最終的には考えるのは市である。

事務局

今までの市民参加推進委員会は第24条1項における評価及び答申までであった。今回の2年間は1歩進んで建議を検討しているところである。2項については今回の建議を基にした次のステップであり、条例の運用の見直し・調査した結果、成果が見られなかった場合に条例改正の提案に繋がっていくと思われる。

B委員

委員会としてできることは問題提起であり、改善案を提示するのは市であるとう認識で良いか。

事務局

そうである。

委員長

まずは今日の内容を盛り込んだたたき台を作成し、そのあとで建議の内容として中身を整えていく。

事務局

たたき台を作成した後、各委員にメールで送付する。答申の最後の文言については、建議の方向性が決定次第変更したい。

委員長

ありがとうございました。次に「(2) その他」について。事務局から説明をお願いします。

事務局

次回の日程については12月11日(金)306会議室で13時から予定して

いる。

委員長

以上で、本日の議題は終了とする。